



別記様式2

〔 検査対象業者が商品先物取引業者（商品取引所の会員  
等である場合に限る。）の場合 〕

番 年 月 日

検査対象業者

代表者役職名及び氏名 殿

農林水産大臣 氏 名

立入検査の実施について

商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第157条第1項及び第231条第1項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり、貴社（貴機関）に対し立入検査を実施する。

なお、商品先物取引法第157条第1項及び第231条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、同法第362条第3号の規定により1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとともに、同法第371条第1項第3号の規定により、貴社（貴機関）に対して2億円以下の罰金刑が科されることがある。また、犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、同法第26条第2号の規定により1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとともに、同法第30条第2号の規定により、貴社（貴機関）に対して2億円以下の罰金刑が科されることがある。立入検査に際し、これらの点について留意されたい。

記

1. 立入検査対象者  
相手方名及び所在地
2. 立入検査開始日  
〇〇年〇月〇日
3. 立入検査を行う者  
検査官の官職名及び氏名

別記様式 3

〔 検査対象業者が商品先物取引業者（商品取引所の会員  
等である場合を除く。）の場合 〕

番 年 月 日  
号

検査対象業者

代表者役職名及び氏名 殿

農林水産大臣 氏 名

立入検査の実施について

商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第231条第1項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり、貴社（貴機関）に対し立入検査を実施する。

なお、商品先物取引法第231条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、同法第362条第3号の規定により1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとともに、同法第371条第1項第3号の規定により、貴社（貴機関）に対して2億円以下の罰金刑が科されることがある。また、犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、同法第26条第2号の規定により1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとともに、同法第30条第2号の規定により、貴社（貴機関）に対して2億円以下の罰金刑が科されることがある。立入検査に際し、これらの点について留意されたい。

記

1. 立入検査対象者  
相手方名及び所在地
2. 立入検査開始日  
〇〇年〇月〇日
3. 立入検査を行う者  
検査官の官職名及び氏名

別記様式 4

(検査対象業者が委託者保護基金の場合)

番 号  
年 月 日

検査対象業者

代表者役職名及び氏名 殿

農林水産大臣 氏 名

立入検査の実施について

商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第322条第1項の規定に基づき、下記のとおり、貴機関に対し立入検査を実施する。

なお、この立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、同法第369条第1号の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあるので、留意されたい。

記

1. 立入検査対象者  
相手方名及び所在地
2. 立入検査開始日  
〇〇年〇月〇日
3. 立入検査を行う者  
検査官の官職名及び氏名

別記様式 5

(検査対象業者が商先法に係るその他の検査対象業者の場合)

番 号  
年 月 日

検査対象業者

代表者役職名及び氏名 殿

農林水産大臣 氏 名

立入検査の実施について

商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第〇〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり、貴社（貴機関、貴殿）に対し立入検査を実施する。

なお、この立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、同法第362条第3号の規定により1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとともに、同法第371条第1項第3号の規定により、貴社（貴機関、貴殿）に対して2億円以下の罰金刑が科されることがあるので、留意されたい。

記

1. 立入検査対象者  
相手方名及び所在地
2. 立入検査開始日  
〇〇年〇月〇日
3. 立入検査を行う者  
検査官の官職名及び氏名

別記様式 6

〔検査対象業者が商品ファンド法に係る検査対象業者の場合〕

番 号  
年 月 日

検査対象業者

代表者役職名及び氏名 殿

農林水産大臣 氏 名

### 立入検査の実施について

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）〔第37条において準用する〕第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり、貴社（貴殿）に対し立入検査を実施する。

なお、この立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、同法第49条第7号の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあるので、留意されたい。

### 記

1. 立入検査対象者  
相手方名及び所在地
2. 立入検査開始日  
〇〇年〇月〇日
3. 立入検査を行う者  
検査官の官職名及び氏名

（注）〔 〕は、検査対象者が、商品投資販売業者である場合に記載する。

別記様式 7

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

月 次 報 告 書  
( 年 月 )





流	動	負	債	計	
ト	レ	ー	デ	ィ	ン
グ	商	品	取	引	
商	品	デ	リ	バ	テ
ィ	ン	グ	商	品	
そ	の	他	の	ト	レ
ー	デ	ィ	ン	グ	商
品					
預	り			金	
預	り	証	拠	金	
そ	の	他	の	預	り
金				金	
未	払	法	人	税	等
委	託	者	先	物	取
引	差			金	
短	期			借	入
未				金	
未	払			費	用
前				金	
前	受			収	益
賞	与			引	当
そ	の	他	の	流	動
負				債	
債				計	
固	定			金	
社	債	・	長	期	借
入				金	
繰	延	税	金	負	債
退	職	給	付	引	当
金				債	
そ	の	他	の	固	定
負				債	
引	当			金	
商	品	取	引	責	任
準	備			金	
そ	の	他	の	引	当
金				計	
負	債			合	
株	主			資	
資	本			金	
新	株	式	申	込	証
拠				金	
資	本	剰	余	金	
利	益	剰	余	金	
自	己			株	式
評	価	・	換	算	差
額				等	
そ	の	他	有	価	証
券	評	価	差	額	金
新	株	予	約	権	
純	資	産	合	計	
負	債	・	純	資	産
合				計	

委託者等未収金の無担保部分についての注記	金額
委託者等未収金	
うち無担保部分	

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金額
営 業 収 益	
受 取 手 数 料	
商品先物取引に係る受取委託手数料	( )
商品ファンド販売手数料	( )
その他の受取手数料	( )
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	
商品トレーディング損益	( )
その他のトレーディング損益	( )
そ の 他 の 営 業 収 益	
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
取 引 所 等 関 係 費	( )
人 件 費	( )
役 員 報 酬	( )
従 業 員 給 料	( )
そ の 他 の 人 件 費	( )
不 動 産 関 係 費	( )
事 務 費	( )
租 税 公 課	( )
減 価 償 却 費	( )
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	( )
そ の 他	( )
営 業 損 益	
営 業 外 収 益	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	( )
経 常 損 益	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
当 期 純 損 益	

(3) その他

(単位：百万円)

科 目	金額
( 資 産 の 部 )	
資 産 の 部 合 計	
( 負 債 の 部 )	
負 債 の 部 合 計	
( 純 資 産 の 部 )	
純 資 産 合 計	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	

(単位：百万円、%)

## 2. 純資産額規制比率

### (1) 純資産額規制比率の状況

資 産 合 計 (A)	
資 産 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (B)	
負 債 合 計 (C)	
負 債 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (D)	
法 第 2 1 1 条 に 規 定 す る 純 資 産 額 (E) = (A) - (B) - (C) + (D) (E)	
リ ス ク 相 当 額 (F)	
市 場 リ ス ク 相 当 額	( )
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	( )
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	( )
純 資 産 額 規 制 比 率 (G) (G) = (E) ÷ (F) × 100 (G)	

### (2) 資産の額から控除する金額

流 動 資 産	
委 託 者 等 未 収 金	( )
関 係 会 社 に 対 す る 短 期 貸 付 金	( )
前 渡 金	( )
前 払 費 用	( )
一 般 貸 倒 引 当 金 (Δ)	
固 定 資 産	
無 形 固 定 資 産	( )
長 期 未 収 債 権	( )
長 期 貸 付 金	( )
長 期 前 払 費 用	( )
繰 延 税 金 資 産	( )
繰 延 資 産	
保 有 す る 有 価 証 券	
関 係 会 社 が 発 行 し た 有 価 証 券	( )
他 の 会 社 又 は 第 三 者 が 発 行 し た C P 又 は 社 債 券	( )
未 公 開 株 等	( )
第 三 者 の た め に 担 保 に 供 さ れ て い る 資 産	
合 計	

### (3) 負債の額から控除する金額

商 品 取 引 責 任 準 備 金 等	
長 期 劣 後 債 務	
短 期 劣 後 債 務	
合 計	

(単位：百万円)

(4) リスク内訳

市場リスク相当額	
金リスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
コモディティリスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
オプション取引	
その他市場リスク相当額	
取引先リスク相当額	
金関連取引	
貴金属関連取引	
その他のコモディティ関連取引	
短期貸付金	
未収入金	
未収収益	
委託者等未収金	
短期差入保証金	
保証債務	
保証予約	
その他取引先リスク相当額	
基礎的リスク相当額	
合計	

(単位：百万円、%)

### 3. 委託者等資産保全措置の状況

#### (1) 商品市場における取引

##### ①委託者等資産保全措置の状況

項 目	金額
委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額 (A)	
商品取引所又は商品取引清算機関に預託された証拠金の額(B)	
受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託された財産(C)	
保全対象財産 (D) (D) = (A) - (B) - (C)	
委託者等資産保全措置額 (E)	
信託契約額	
委託者保護基金への預託額	
現金	
有価証券等	
保証委託契約額	
代位弁済委託契約額	
委託者等資産保全措置率 (F) (F) = (E) ÷ (D)	
委託者等資産保全措置過不足 (▲) 額 (G) (G) = (E) - (D)	

##### ②取引証拠金預託猶予額

金融機関名	契約金額
合計	

##### ③信託契約相手先別明細

信託契約の受託者	契約金額
合計	

##### ④保証委託契約金融機関別明細

金融機関名	支払保証限度額

合計	





(単位：百万円、千株)

(2) 外国商品市場取引

保 全 必 要 財 産 額		
金 銭 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
預 金 又 は 貯 金		
特 定 信 託		
金 銭 信 託		
有 価 証 券 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
自 己 で 管 理		
第 三 者 に よ る 管 理		
合 計 額		

(3) 店頭商品デリバティブ取引

保 全 必 要 財 産 額		
金 銭 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
預 金 又 は 貯 金		
特 定 信 託		
金 銭 信 託		
カバ ー 取 引 先 へ の 預 託		
媒 介 等 相 手 方 へ の 預 託		
有 価 証 券 等	残高	内訳
管 理 の 方 法		
自 己 で 管 理		
第 三 者 に よ る 管 理		
合 計 額		

#### 4. 取引の状況

##### ①商品市場における取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委 託	自 己	計

委 託 者 等 数	うち取引実績委託者等数

##### ②外国商品市場取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委 託	自 己	計

委 託 者 等 数	うち取引実績委託者等数

##### ③店頭商品デリバティブ取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	媒 介 等	自 己	計

委 託 者 等 数	うち取引実績委託者等数

(記載上の注意)

1. 「1. 主要勘定残高」については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
2. 「1. (1) 貸借対照表」及び「1. (2) 損益計算書」については、商品先物取引業者(令第28条各号に掲げる者を除く。)が記載すること。「1. (3) その他」については、商品先物取引業者(令第28条各号に掲げる者に限る。)が記載すること。
3. 「2. 純資産額規制比率」については、法第211条に規定する商品先物取引業を行う商品先物取引業者のみが記載すること。純資産額規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。
4. 「2. (4) リスク内訳」における、「ロングポジション」及び「ショートポジション」については、それぞれの時価額を記載すること。
5. 「3. 委託者等資産保全措置の状況」については、委託者等からの預り金等を預金として取り扱っている者においては、記載することを要しない。
6. 「3. (1) ①委託者等資産保全措置率」については、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。なお、「保全対象財産(D)」が零を下回る場合は「委託者等資産保全措置率(F)」及び「委託者等資産保全措置過不足(▲)額(G)」の記載は要しない。
7. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、金銭等にあつては、法第210条第1項第2号に掲げる財産をいい、有価証券等にあつては、施行規則第98条の3第4項に規定する有価証券等をいう。
8. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあつては、施行規則第98条の3第1項第1号の信託契約に基づく信託をいい、金銭信託にあつては、施行規則第98条の3第1項第2号ロの信託契約に基づく信託をいう。
9. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、預金又は貯金にあつては通貨ごとに記載し、有価証券等にあつてはその種類ごとに記載すること。なお、「内訳」の欄については、管理方法が「自己で管理」の場合にあつては、その管理場所を記載し、それ以外の場合にあつては、預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの作成日残高を記載すること。
10. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあつては、報告対象月の末日における残高を記載(当該残高が特定信託必要額に満たない場合には、施行規則第98条の3第1項第1号への規定によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加された後の特定信託の残高を括弧書で付記)すること。
11. 「4. 取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあつては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別に取引数量を掲載すること。なお、取引所の会員たる商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
12. 「4. 取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあつては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。また、取引所の会員たる商品先物取引業者において、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
13. 「4. 取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあつては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数(商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。)の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。

14. 「4. 取引の状況」については、「委託者等数」の欄に、報告対象月の末日における商品取引契約を締結してる者の数を記載することとし、「うち取引実績委託者等」の欄に、報告対象月の末日における決済の終了していない取引を行っている者の数を記載すること。

## 法定財務比率及び純資産額規制比率調書

( 年 月 日)

検査対象業者 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

(単位：%、倍、円)

項目	算式	基準	簿価比率		評価比率		根拠法令
1. 純資産額余裕比率	$\frac{\text{純資産額}}{\text{必要純資産額(1億円)}}$	100%以上	_____		_____		法第232条第2項第3号、規則第124条第1項第1号
2. 流動比率	$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}}$	100%以上	_____		_____		法第232条第2項第2号、規則第123条
3. 負債比率	$\frac{\text{負債の合計金額}}{\text{純資産額}}$	50倍以下	_____		_____		法第232条第2項第1号、規則第123条 倍
4. 純資産額規制比率	$\frac{\text{純資産額(評価後)}}{\text{危険に対する額}}$	届出140%以上 法定120%以上			_____		規則第100条 法第211条第2項

- 注： (1) 1の純資産額余裕比率については、法定の充足基準が比率でなく金額での基準のため、小数点以下第2位を切り捨てし、小数第1位で表示すること。  
(2) 2の流動比率及び4の純資産額規制比率については、小数点以下第2位を切り捨てし、小数第1位で表示すること。  
(3) 3の負債比率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位で表示すること。

質 問 及 び 回 答 票

依頼日：〇〇年〇月△▲日

期限：〇〇年〇月◇◆日

回答日：〇〇年〇月□■日

〇〇〇〇省〇〇〇〇検査官（担当主任氏名）

回答者 （社名・所属名・役職名）

（氏 名）

質 問 事 項	質問事項に対する回答

法 令 違 反 事 項 等 確 認 票

依頼日：〇〇年〇月△▲日

期限：〇〇年〇月◇◆日

回答日：〇〇年〇月□■日

農林水産省検査官 \_\_\_\_\_ (全体/副主任氏名)

回答者 \_\_\_\_\_ (社名・代表者役職名)

経済産業省商取引検査官 (全体/副主任氏名)

\_\_\_\_\_ (氏名)

確 認 事 項	確認事項に対する見解

法令違反事項等整理票

年 月 日

検査官 \_\_\_\_\_

<p>【該当事項の分類】</p> <p><b>A. 法令違反事項 B. 法令違反事項以外の指摘事項</b></p>
<p>【法令規則・日商協自主規制規則・受託契約準則・社内規程等該当条文等】</p>
<p>【指摘内容の概要】（必ず証拠資料等を添付すること。）</p>
<p>1. 端緒</p>
<p>2. 原因</p>
<p>3. 組織性</p>
<p>4. 故意性</p>
<p>5. その他（態勢整備（内部管理態勢等）等に係る問題点）</p>



指摘事項以外の留意事項整理票

年 月 日

検査官 \_\_\_\_\_

【犯罪による収益の移転防止に関する法律等該当条文等】

【留意事項の概要】（必ず証拠資料等を添付すること。）

1. 端緒

2. 原因

3. 当該事案に対する被検査業者の見解

4. その他